

「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議（仮称）」
の設置について

平成 27 年 12 月 2 日

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」及び「利根川水系小貝川河川整備計画」の策定にあたって、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づき関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議（仮称）」を設置するものである。